

その他の留意事項

◎確認申請の要不要について

- ・建築物が建っていない敷地（更地）に建築物を建築する場合、「**新築**」の扱いとなり、延床面積が10㎡以内でも建築確認申請が必要です。
- ・更地でなく、他に建築物が建っている敷地に建築物を建築する場合は、「**増築**」の扱いとなりますが、計画建築物の面積が10㎡以内であれば確認申請は不要です。

◎屋根材について

- ・天童市の都市計画区域内は、**建築基準法第22条**の区域となっていますので、屋根材は不燃材料を使用してください。
- ・外壁の構造は、主要構造部が木造建築物等の場合、延焼のおそれのある部分を土塗壁その他の準防火性能を有するものとしてください。
- ・屋根材をポリカーボネート板にする場合は、大臣認定の有無や使用条件を確認してください。

◎建築物の計画について

- ・それぞれの敷地には、容積率や建ぺい率が定められておりますので、その数値を超えないように計画してください。
- ・都市計画区域**外**では、建築物の構造や規模、用途によって確認申請が必要な場合がありますので、4号建築物以外を計画する際には山形県村山総合支庁建設部建築課にお問合せください。
- ・確認申請は、建築基準法に基づき建築計画を確認するものです。
建築場所によっては、次の事前協議や確認等が必要な場合がありますので、十分に調査した上で計画してください。

○都市計画法に基づく許可等（都市計画課）

○農地法に基づく農地転用の許可等（農業委員会）

○農業振興地域の農用地区域の内外（農林課）